

互選議員選挙規程

(昭和38年1月22日)
(名古屋市職員共済組合規程第1号)

最近改正 令和3年3月1日規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、名古屋市職員共済組合定款（昭和37年名古屋市職員共済組合定款第1号。以下「定款」という。）第20条の規定に基づき、互選議員（以下「議員」という。）の選挙の実施に関し必要な細目を定めることを目的とする。

(選挙権及び被選挙権)

第2条 定款第11条による公告の日、現に組合員である者は、定款第9条第2項の各選挙区における議員の選挙権及び被選挙権を有する。

(選挙人名簿)

第3条 選挙長は、当該選挙区に属する組合員の選挙資格を調査し、選挙の期日前2日までに、選挙人名簿を作成しなければならない。

2 選挙人名簿には、選挙人の氏名を記載し、並びにその者の所属する局区部室課及びこれらに相当する公所を明らかにしなければならない。

(立候補届出)

第4条 定款第12条の立候補の届出は、議員選挙立候補届出書（別紙様式第1号）を、同条の推薦状は、議員選挙立候補者推薦状（別紙様式第2号）をそれぞれ用いる。

(立候補者の公告)

第5条 選挙長は、前条の手続がなされたときは、提出された書類を審査し、立候補者の氏名、年齢、補職名並びにその者の所属する局区部室課及びこれらに相当する公所を、速やかに選挙権者全員に周知できるよう公告しなければならない。

(投票管理人)

第6条 各選挙ごとに投票管理人を置く。

2 投票管理人は、選挙長が当該選挙の選挙権を有する者（立候補者を除く。）

のうちから理事長の同意を得て指名する。

(投票用紙)

第7条 議員の選挙に用いる投票用紙は、議員選挙投票用紙（別紙様式第3号）とする。

(投票状況報告)

第8条 投票管理人は、投票終了後、すみやかに投票状況報告書（別紙様式第4号）を用いて、投票の状況を選挙長に報告しなければならない。

(開票)

第9条 開票は、投票の翌日に、選挙長が行なう。

- 2 前項の場合において、選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者（立候補者を除く。）のうちから理事長の同意を得て指名する者1人を立ち合わせなければならない。

(無効投票)

第10条 次の投票は、無効とする。

- 一 正規の用紙を用いないもの
- 二 立候補者でない者又は2人以上の立候補者の氏名を記載したもの
- 三 立候補者の氏名以外の事項を記載したもの
- 四 立候補者の氏名を自書しないもの
- 五 立候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

(選挙報告)

第11条 定款第15条第1項の報告（定款第19条の無投票当選の場合を含む。）は、選挙報告書（別紙様式第5号）を用いる。

(当選告知)

第12条 定款第15条第2項の告知は、当選告知書（別紙様式第6号）を用いる。

附 則

- 1 この規程は、公告の日から施行する。
- 2 議員又は議員であつた者は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第3条の2に定める日までになされる選挙では従前当選していた定款第9条第2項の選挙区において第2条の規定にかかわらず、現に組合

員でなくても被選挙権を有する。この場合においてはその者にかかるこの規程の所属はその者の所属する職員団体又は労働組合とし、そのいずれにも所属していないときは組合員の資格を喪失したときの所属とし、この規程による補職は現に議員であるときは「現互選議員」、現議員でないときは「前互選議員」とする。

附 則 (昭和51年3月1日)
(名古屋市職員共済組合規程第3号)

この規程は、昭和51年3月1日から施行する。

附 則 (昭和51年8月31日)
(名古屋市職員共済組合規程第7号)

この規程は、公告の日から施行する。

附 則 (昭和53年6月23日)
(名古屋市職員共済組合規程第8号)

この規程は、公告の日から施行する。

附 則 (昭和55年6月11日)
(名古屋市職員共済組合規程第9号)

この規程は、公告の日から施行する。

附 則 (昭和57年10月1日)
(名古屋市職員共済組合規程第8号)

この規程は、公告の日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日)
(名古屋市職員共済組合規程第2号)

この規程は、公告の日から施行し、昭和59年5月25日から適用する。

附 則 (昭和61年5月31日)
(名古屋市職員共済組合規程第3号)

この規程は、公告の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年6月27日)
(名古屋市職員共済組合規程第6号)

この規程は、公告の日から施行する。

附 則 (平成2年6月30日)
(名古屋市職員共済組合規程第3号)

この規程は、公告の日から施行する。

附 則 (平成4年6月30日)
(名古屋市職員共済組合規程第2号)

この規程は、公告の日から施行し、平成4年6月26日から適用する。

附 則 (令和3年3月1日)
(名古屋市職員共済組合規程第2号)

この規程は、公告の日から施行する。

別紙様式第1号

議員選挙立候補届出書

年 月 日

第 区選挙長 殿

立候補者 所 属
補 職 名
氏 名
生年月日

年 月 日の議員選挙に、第 区において立候補するので、別紙推薦状を添えて届け出ます。

別紙様式第2号

議員選挙立候補者推薦状

被推薦者 所 属
補 職 名
氏 名
生年月日

推 薦 者		
所 属	補 職 名	氏 名

別紙様式第3号

議員 選挙 投票 名古屋市 職員共 済組合		立候補者氏名 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	○注 意 一 立候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 立候補者の氏名以外の事項を書かないこと。
--	--	--	---

別紙様式第4号

<p>投票状況報告書</p> <p>1 投票所 2 選挙人名簿登録者数 3 投票者数 4 棄権者数 5 投票率</p> <p>投票状況を上記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">投票管理人 所属 補職名 氏 名</p> <p>第 区選挙長 殿</p>	
--	--

別紙様式第5号

選 挙 報 告 書	
1	選挙人名簿登録者数
2	投票者数
3	棄権者数
4	投票率
5	有効投票数
6	無効投票数
7	有効投票率
8	定款第14条の最低得票数
9	当選人及びその他の立候補者の得票数
選挙の結果を上記のとおり報告します。	
年 月 日	
第 区選挙長 所 属	
補職名	
氏 名	
名古屋市職員共済組合理事長殿	

上記の報告は、正しいことを認めます。

開票立会人 所 属
補職名
氏 名

別紙様式第6号

当 選 告 知 書	
第 区当選人	所 属
	補職名
	氏 名
あなたは、年 月 日の選挙において当選したので通知する。	
年 月 日	
名古屋市職員共済組合理事長	